

大野町こども計画（案）の概要

策定の背景

○少子高齢化や核家族化が進行する中、日本のこどもたちを取り巻く社会環境は多様化しています。また、児童虐待やひきこもり、自殺、いじめ、子育て家庭の孤独、格差拡大などの問題が顕在化しています。そうした中、国においては令和5年4月に「こども基本法」が施行され、こどもを権利の主体として政策を進める「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

○これらの社会情勢や国の動向を踏まえ、「大野町こども計画」を策定するものです。

計画の位置づけ

○本計画はこども基本法第10条2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけられます。また、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「市町村行動計画」、「子どもの貧困対策推進計画」、「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

○また、町の最上位計画である「大野町第七次総合計画」をはじめ、福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。

計画の期間

○本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

町の現状

○本町の12歳未満の子どもの人口をみると、年々減少しており、令和7年以降も減少していくものと見込まれています。

○「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、子どもを安心して産み育てられる環境をつくっていくために、町に期待することとして、「教育費に関わる経済的負担の軽減を図る」の割合が就学前保護者、小学生保護者ともに50%を超えています。

○子育てをする上で、必要だと思う周囲からのサポートとして就学前保護者、小学生保護者ともに「同年代のこども同士が交流できる活動」「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」「子育ての悩みを気軽に相談できるような活動」を求めています。

○1ヶ月くらいの間に不安や悩みなどのストレスを感じたことがある中高生は50%を超えています。また、中学生から高校生にかけてストレスを感じたことがあると回答した人の割合は増加しています。

基本理念

○第2期計画の基本理念を引き続き踏襲し、計画を推進します。

親、地域、行政の支え合いのなかで
次代を担うこどもと子育て家庭を
見守り育てていくまちづくり

基本目標

（１）未来を担うこどもたちを育てます



広く町民に対して、こどもの権利について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組めます。

また、乳幼児期は、発達に応じた教育・保育を通じ、こどもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期は学校生活へスムーズに移行ができるよう関係機関等の連携が深まる取り組みを進めます。

（３）地域における子育て支援体制を充実します



養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

（５）こどもの貧困対策を推進します



経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実するとともに、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等を充実します。

（７）こども・若者への支援を充実します



若者が自らの意思で将来を選択できるよう、結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を深める機会を提供し、今後の人生について考えるきっかけづくりとなる取り組みを支援します。

また、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱えるこども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう支援します。

（２）すべてのこどもの成長を支える環境を整備します



こども・若者の最善の利益を尊重し、全てのこどもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な支援へつなげていきます。

また、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を充実します。

（４）仕事と子育ての両立を支援します



働きながら安心してこどもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスが取れる働き方を支援する取り組みを推進します。

（６）母子保健・医療支援を充実します



安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、こどもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

施策の展開

就学前教育・保育の体制確保と質の向上

保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できるよう取り組みを着実に進めていきます。

事業名	事業概要
教育・保育の体制確保	離職防止のためのサポート体制を整備します。 インクルーシブ教育・保育を目指し、保育士の知識の向上と体制の整備を図ります。
幼稚園教員・保育士の資質の向上	公立・私立に関わらず、質向上のための研修会を実施します。
特別な支援が必要なこどもに対する教育・保育の充実	今後も教育支援の専門家チームやスクールアドバイザー、幼児療育センターなどいろの専門スタッフが定期的に認定こども園を巡回訪問し、必要に応じて、保育士と支援会議を行います。

地域におけるこどもの居場所づくりや遊び・活躍の機会づくりの推進

こどもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後クラブについて、需要量に応じた整備を進めます。

また、こども同士が安全・安心に交流できるよう社会教育施設などについても、こどもにとってよりよい居場所となるよう充実を図ります。

事業名	事業概要
放課後クラブの充実	民間委託し、安定した人材確保と運営を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	令和6年10月より、お試し体験助成事業を導入し、より事業を理解してもらい、利用につなげていきます。
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	子育て支援施設子育てはうすばすてるでの事業の充実を図ります。 私立認定こども園については、今後も事業継続できるよう国の補助金を活用します。
青少年育成活動	こどもリーダー講習会やVYS活動等を実施し、青少年の育成に努めます。
大野町ふれあいセンターの活用	身近な場所での居場所の検討を進めます。

産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

保育所等による待機児童を生じさせないように努め、こどもにとって良好な保育環境の「質」の確保を図ります。

事業名	事業概要
育児休業制度等の普及啓発	育児休業制度の普及促進のため、各種助成金の周知など、育児休業取得について、事業者への働きかけや啓発に努めます。
企業に対する男性の育児休業の促進	国や県等の関係機関と連携して、男性の育児休業促進に向けた取り組みを検討します。

子育てに関する情報発信

子育てに関する情報発信において、安心してこどもを育てられるよう情報の発信を推進します。

事業名	事業概要
子育て情報発信事業	行政及び関係機関が連携し、子育て情報について、発信を行います。

ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

事業名	事業概要
家庭支援事業	ひとり親家庭に対して子ども・子育て支援事業の周知や経済的支援制度の周知、総合的な支援を行います。 利用料の階層化を実施します。

子育て家庭への経済的支援

経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

事業名	事業概要
こども園の給食費補助	こども園を利用されている方を対象に、給食費の補助を実施します。
第2子出産祝金（岐阜県の補助事業活用）	第2子以降のお子さんが生まれた世帯を対象に、出産祝金を支給します。
多子世帯病児・病後児保育料無料化事業（岐阜県の補助事業活用）	18歳以下のお子さんを3人以上養育している多子世帯の病児・病後児保育の利用料の補助を推進します。
小学校入学準備祝金支給事業	毎年4月に小学校に入学を予定している新1年生へ入学準備祝金として、商品券を支給します。
学校給食費費の物価高騰分支援	学校給食費の物価高騰による値上がり分を支援します。
要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業	要保護・準要保護児童生徒を対象に、学用品や給食費等を支給します。
第2子以降放課後クラブ利用料減免事業	第2子以降の放課後クラブ利用料を減免します。
特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援学級在籍の障がいを持つ児童生徒を対象に、学用品や給食費等を支給します。
高等学校就学準備等支援金支給事業（岐阜県の補助事業活用）	中学校卒業後の進路を検討するにあたり、進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減を図ります。
高校生の通学定期券等の購入補助事業	高校生が通学に利用するバス及び鉄道等の定期券購入に要する費用の一部を補助します。
学生通学定期券・回数券の購入補助事業	高速バス「にしみのライナー」を利用して通学する学生の定期券又は回数券購入費用の一部を補助します。
医療費の助成	福祉医療費（乳幼児等）の対象者を18歳に達して初めて迎える3月31日まで拡大して支給します。